

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
3 漁村環境整備促進	漁村生活環境の整備及び海洋レクリエーション施設・消費拡大施設の整備により、都市と漁村の共生・交流を促進し、沿岸漁業と漁村地域の活性化を図る。	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (1/3以内) <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内 ※ うち機械 3/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (5/10以内 ※ うち機械 1/3以内) <p>※ 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	<p>ア 漁村環境活用施設整備 エコロジーに配慮した漁村環境の整備</p> <p>イ 海洋レクリエーション推進施設等の整備 地域沿岸漁業と調和のとれた海洋レジャーの推進と、消費者誘致により地域の活性化を図るために必要な施設等の整備</p> <p>ウ 健康管理増進施設等の整備 漁村住民の健康管理・増進を図るために必要な施設等の整備</p> <p>エ 天災被害防止施設等の整備 地震による津波、荒天による高潮等の災害から漁民、漁村を守るために必要な施設等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・漁業者等の組織する団体 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会 ・第3セクター

採 択 基 準
<ol style="list-style-type: none"> 1 「新潟県水産振興戦略」又は「新潟県内水面水産振興計画」に則しているものであること。 2 消費者誘致のための施設等については、誘致計画が明確であり、地元地区の合意が得られているものに限る。